

平成27年度

第3回杉並区まちづくり景観審議会
議 事 録

平成27年10月19日（月）

議 事 録

| | | |
|------|--------|--|
| 会議名 | | 平成27年度第3回杉並区まちづくり景観審議会 |
| 日時 | | 平成27(2015)年10月19日(水)午前10時00分～午前10時57分 |
| 出席者 | 委員 | 有賀、篠沢、大澤、尾谷、園、中島、堀、亀山、小張、松本 |
| | 説明者(区) | 都市整備部 都市整備部長、まちづくり担当部長、土木担当部長 都市計画課長、まちづくり推進課長、 建築課長、土木管理課長 土木計画課長、みどり公園課長 |
| 配布資料 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度第3回まちづくり景観審議会座席表 2 杉並区まちづくり景観審議会委員・専門委員名簿 3 杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について (まちづくり景観審議会資料1) 4 杉並区景観計画 見直しの考え方(たたき台) (まちづくり景観審議会資料2) 5 杉並区景観計画をめぐる現状と課題 (まちづくり景観審議会資料3) |
| 議事次第 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 報告案件 <ol style="list-style-type: none"> ① 杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について 2 杉並区景観計画の見直しについて |

平成 27 年度第 3 回杉並区まちづくり景観審議会

まちづくり推進課長 平成 27 年度第 3 回杉並区まちづくり景観審議会の開催をお願いしたいと存じます。本日のまちづくり景観審議会につきましては全員がご出席ということで、有効に成立してございます。

それでは、審議会の開会を会長から、よろしく願いいたします。

会 長 はい、おはようございます。ただいま事務局からお話ございましたとおり、第 3 回の杉並区まちづくり景観審議会を始めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日の傍聴の申し出はいかがですか。

まちづくり推進課長 傍聴の方はいらっしゃいません。

会 長 はい、ありがとうございます。

それでは、事務局から議題の宣言をお願いいたします。

まちづくり推進課長 本日の議題でございますけれども、杉並区まちづくり景観審議会条例施行規則第 6 条第 2 項の規定に基づきまして、杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果についてのご報告。それから、杉並区景観計画の見直しについてのご説明ということでお願いしたいと存じます。

本日の資料でございますが、事前に配付させていただきましたまちづくり景観審議会の資料 2 と 3 がございます。それから、前回の審議会の後に景観計画の見直しにつきまして、委員の皆様を追加で意見をお願いしましたところ、非常に多くのご意見をいただきました。その資料は、参考ということでまとめましたものを事前に委員の皆様にご用意してございます。

また、本日席上にはまちづくり景観審議会資料 1 といたしまして、この後ご説明・ご報告いたします景観審議会の景観専門部会の調査審議の結果の資料。それから、後ほど使わせていただきます「参考資料」と書いてございます資料を一式ご用意してございますので、よろしく願いいたします。不足等は特にございませんでしょうか。

よろしいですか。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。それでは、早速事項書に従って進めてまいりたいと思っておりますけれども、まずはまちづくり景観審議会の景観専門部会の調査審議の結果について、これは報告ということでよろしく願います。

まちづくり推進課長 それでは、引き続き私のほうから、平成 27 年度の第 4 回景観専門部会の

調査審議の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

第4回の景観審議会は、平成27年9月16日に実施をされました。案件といたしましては記載のとおりでございますが、高千穂大学の「(仮称)第7・8号館の増築工事」。それから1枚おめくりいただきまして(2)といたしまして、「(仮称)上井草三丁目計画の新築」、その下の「(3)新佼成ビル(仮称)の新築」。それから、次のページになりますけれども(4)として、「杉並区高井戸東三丁目2211番地計画の新築」。それから、最後のページでございますけれども、「公共施設の整備に係る事前協議」ということで、「神田川 転落防止柵の色彩の変更」。それから、「杉並区立下高井戸子供園の改築」ということで議案がございました。

これらにつきましては、参考意見という形で答申をいただいておりますが、このうちページを1枚おめくりいただいた(2)の「上井草三丁目計画の新築」につきましては、届け出が既に提出をされてございまして、参考意見をおおむね反映するような形で届け出が行われているところでございます。

また、最終ページにございます「下高井戸子供園の改築」につきましても届け出が出ておりまして、参考意見の趣旨を踏まえた形で、計画のほうを可能な限り対応するというようなことで、届け出がござっております。

そのような状況でございます。以上でございます。

会 長 はい、どうもありがとうございます。

報告ということではございますが、専門部会の案件ですので、〇〇先生、〇〇先生から、ただいまの報告に補足的なことがもしあれば、ご発言いただきたいと思っております。

副 会 長 きょうの会議終了後の席で少しお話ししようかと思ったのですが、簡単にお話ししますと、専門部会の意見とそれから今後申請された方ができる。それから、その申請された方と杉並区が今まで交渉していたことというのを、どの段階で審議の結果を生かすかというところで少しそごがあったと。つまり、「審議会は意見を言ったのだけれども、もうそれはちょっと今までやってきたから難しいですよ」というところもあれば、非常に今までは好意的で良心的な業者の方が前向きに取り組んでいらしたところで、景観のルールが守られてきたところがあるのですが、もう少し戦略的にやっていく必要があるのかなど。

それは、もちろん民間の業者さんに対してもそうですが、公共施設等の場合、

例えば、この資料で行きますと、一番最後の4ページの「下高井戸子供の改築」の参考意見の1番というところで「既存のサクラを保存可能なものを残すか、新しくサクラを植えること」と書いてあるのですが、実際の敷地に歩道に面して非常に美しい大きな桜の木があって、私たち行ったときには非常に印象がよかったのですが、もう建築計画がある程度確定している段階で、「地盤の調整もするので、残しにくいよね」という話になってしまって、「もう少し先に意見を求められれば何とかあったのにな」というところが、手順の段階で景観の計画に生きないということが少し悩ましいなど。

会 長

ありがとうございました。〇〇先生もよろしいですか。ありがとうございました。

事前協議というのとそれからいわゆる手続制度上に乗った、例えば大規模建築の届け出のタイミング、それから当然ながら事業者サイドからしてみれば確認申請のフローとか、この辺のかなり時間的なプロセスが、どこの場合も非常に難しいのですけれども、そこをどういうふうに効果的に、特に事前協議ですよ。ここをどういうふうなタイミングでやはりお願いしていくかというところ。それからもう1回それをフィードバックできるような形になるかどうかということだと思うのですけれども、それについてはまた後半意見交換をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは報告事項ということなのですが、特にほかになれば、このとおり報告を審議会としてはいただいたというふうにしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

はい、ありがとうございました。

特にただいまの専門部会の件については、ほかにございませんで、これで一度きょうの事項書によるとこの4番の報告関係は終わったということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

それでは、事務局のほう、お願いします。

まちづくり推進課長 それでは続きまして、杉並区景観計画の見直しということで、ご説明をさせていただきます。

事前にお配りした資料2番、それから資料3番を使いながらご説明をさせていただきます。

まずは資料2番でございますけれども、「景観計画見直しの考え方（たたき台）」ということでご用意いたしました。これは冒頭申し上げましたとおり、今後のスケジュールもございますので、今後議論を進めていく上で、区の考え方と申しますか、見直しの基本的な考え、そのたたき台をお示して、きょうこの後のさまざまな議論に続けていただければということで、ご用意をしたものでございます。

いろいろ資料をおつけしてございますけれども、この資料2番で上げている事項につきまして、資料3番で少し補足的に説明をすると。そのような形で説明をさせていただければと存じます。

まずこの考え方のたたき台の見直しの背景でございます。これは前回も少しお話をさせていただきましたけれども、おさらいの意味でもう一度確認させていただきます。

杉並区では、景観法の制定、また景観条例の制定などを踏まえまして、平成22年に杉並区景観計画を策定いたしました。それによりまして、総合的な景観施策を推進してきたという状況がございます。

これは必ずしも規制誘導ということだけではなくて、普及啓発などにより、区民や事業者の方の意識向上を図るというようなことで、「総合的に」という表現を使って、そのような取り組みを行ってまいりました。

そして、その中でこの景観計画でございますけれども、景観まちづくりに関するマスタープランであり、実行計画という2つの側面をあわせ持つものでございまして、これは社会情勢や区民意識の変化に対応するために、5年程度を目途に改定していく必要があるということとなっております。

今回、まさしくこの社会情勢等の変化などがございまして、行政計画の見直し、あるいは区民意識の状況、さらには景観計画に基づく具体的な景観施策などの実施状況などを踏まえ、この景観計画を改定し、景観まちづくりを進めていくということが1つ見直しの背景であると捉えてございます。

その下には、区としての景観計画の見直しの基本的な考え方につきまして、4つのテーマを列挙いたしまして、それぞれの現状と見直しの考え方ということで挙げてございます。

まず1番上でございますけれども、「関連する行政計画の見直し」ということでございます。これは22年4月に景観計画を策定以降、少子高齢化の進展などさまざまな社会情勢が変化する中で、区の行政計画の中でも大きな

変化がございました。1つは平成24年に区政運営の最上位方針でございます「杉並区基本構想（10年ビジョン）」が策定されたということ。また、平成25年には、この基本構想を踏まえ、都市整備分野の上位計画でございます「杉並区まちづくり基本方針」、区の都市計画マスタープランでございますけれども、これが改定されるなど、関連する行政計画で大きな見直しが行われたというような状況がございます。

また2番目の現状という部分では、「景観計画の構成等」ということがございます。これは、現行の景観計画は制度上の観点に着目をいたしまして、景観法の活用、それから区の自主的な独自の施策というようなことを柱として構成をしておりますが、区民や事業者の方が行う届け出という部分の時系列ということから行きますと、少しわかりづらいのかなというように考えてございます。

また、意識調査などによりますと、区民の届け出制度の認知度ということも決して高くないというような状況があるという部分もございます。

それから、区の景観特性を現在は「生活的要素」、「自然・歴史」、「公共的要素」の3つに区分をした上で、14の地域別ゾーンに記載をしておりますが、この辺も少し重複記述が多くなっているところかなと思ってございまして、1つ見直しの対象と思ってございます。

なお、この景観計画の構成ということにつきましては、きょう参考意見でおつけしてございますけれども、委員の皆様からいろいろ追加意見をいただく中で、やはりこうした景観計画をより見やすい形にしていくことの大切さということを幾つかご指摘いただいております、そうした意味でも1つ大事なポイントなのかなと思ってございます。

それから、3番目は、きょうさまざまご議論があらうかと存じますけれども、「事前協議制度」ということでございます。

これは区の独自の施策として、大規模建築物、それから一定の公共施設の整備につきましては区の事前協議ということを行うことで、まちづくり景観審議会景観専門部会の意見を聞きまして、指導助言をお願いしているところでございますが、これらの意見反映というものが十分なのかどうか。また、先ほどご指摘もございましたけれども、そのタイミング。こうした点が1つ課題かと捉えているところでございます。

それから、最後に「普及啓発」というところでございます。こちらにつき

ましても、追加意見の中で非常に多く意見をいただいている部分かなと思っておりますけれども、やはり総合的な景観施策ということで、区民のこうした景観まちづくりに関する理解を深める、意識を高めるということは非常に大事なことだと思っております。

そういった意味で、この杉並区のまちを美しいと思う方の割合は着実に上昇しておりますけれども、今後目標達成に向けまして、さらなる普及啓発の必要を受けた総合的な取り組みが欠かせないというような課題認識でございます。

以上の現状、あるいは課題認識を踏まえた「見直しの考え方（たたき台）」ということで、それぞれご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、関連する行政計画の見直しなど、こうした「社会情勢への変化」ということではございますけれども、これは3点ほどポイントがあろうかと思っております。

1つは、関連する行政計画の見直し内容を適切に反映をさせていくということではございます。

それから、2つ目ではございますけれども、区内各地域におけるまちづくりの動き。これは駅周辺などを含め、様々にまちづくりの動きがございますので、こうしたものとの連動ということが大事だと思っております。

また、新たな行政ニーズということで、空き家等への対策の推進、あるいは無電柱化の推進、それからにぎわいの創出との連携というようなことです。さらには、少子高齢化を踏まえて、そうした将来的な担い手の減少といったようなことも危惧される中で、そうした情勢の変化に対応した景観づくりの課題や施策の記載を検討するというのが2つ目のポイントかと思っております。

また、さらには「(仮称) 荻外荘公園」などの景観施策に関連した公共施設の整備の進捗を踏まえた記載。こうしたことも1つ情勢の変化という部分では大事なポイントではないかと考えてございます。

それから2つ目ですけれども、これは「景観計画の構成等」という部分での課題認識に沿いまして、「区民等の目線に立った構成」、あるいは「内容の見直し」ということを2つ目のたたき台の柱として掲げたものでございます。

これにつきましては、景観法に基づくものかどうかというような制度的なことに着目するのではなく、区民や事業者の方が行う手続の流れ。例えば事

前協議、あるいは行為の規制に関する届け出というようなものに沿いまして、より分かりやすい構成を考えていくということが必要ではないかということが1点目でございます。

それから2点目ですけれども、杉並区の景観特性につきましても、上位計画でございます「杉並区まちづくり基本方針」との整合をはかりまして、7地域に修正をすることによりまして、今少し記述が重複している部分がございますので、そうした点を整理し、より分かりやすい内容にしていきたいということを、ここのテーマでは柱として考えてございます。

それから、3つ目は、きょうのご議論の部分もあろうかと存じますけれども、「事前協議制度の実効性の向上」ということでございます。

とりわけ、この景観専門部会でいろいろいただきました参考意見でございますけれども、その反映状況の確認・検証ということ。そして専門部会への報告を行うことなどによりまして、その実効性を高めるための手法を検討するというのを3つ目のポイントとして掲げたい、という考えでございます。

それから「普及啓発の方向性」ということでございますけれども、これは区民・事業者、あるいは区との協働によります景観づくりの取り組み。あるいは景観づくりの取り組みをより多くの方に発信をするということなどにより、その意識をより一層高めていくというための方向性、あるいは具体的な施策の記載をすることを考えてございまして、これも大切なポイントであると思っております。

この見直しの考え方でございますけれども、22年に景観計画が策定され、5年間、制度運用を軌道に乗せるということで行ってきたわけでございますけれども、そうした中での課題などを踏まえながら、まずはこうした点につきまして、この5年目の見直しという中で対応できればという趣旨でございます。

以上が、資料2番の「見直しの考え方（たたき台）」でございますけれども、こちらのたたき台のそれぞれの囲みのテーマごとに資料3番を使って、少し補足をさせていただきたいと存じます。

まず、「見直しの考え方（たたき台）」の「社会情勢の変化等への対応」という部分がございますが、資料3番を1枚おめくりいただければと思います。

まず1ページ目ということで、「社会情勢の変化」ということでタイトルをつけてございます。

「見直しの視点」ということですが、これは先ほどもお話ししましたように、少子高齢化、あるいは災害に強いまちづくりの必要性など、時代の変化に対応して都市の魅力や活力を高める。そして、より良質な住宅都市としての発展を行うにあたりまして、やはりまちづくりの1分野である景観まちづくりにつきましても、こうした状況を踏まえる必要があるという形の視点でございます。

そこで、先ほど少し駆け足でご説明いたしました情勢などの変化という部分で、幾つかご紹介をさせていただきます。

まず、その下の1の「地域におけるまちづくりの動きとの連携」ということでございます。平成25年に改定いたしました区のまちづくり基本方針では駅周辺の「多心型まちづくり」ということで、都市機能の集約化をはかるというような観点で、そうしたまちづくりの必要性を掲げてございます。

そして、そうした中で、今は荻窪、あるいは阿佐ヶ谷といったJRの沿線などにおきまして駅周辺のまちづくりが進んでいるという動きがございます。これは必ずしも景観に特化したまちづくりではございませんけれども、こうしたまちづくりとの連が必要であるという点でございます。

それから2番として、「新たな行政ニーズに対応する施策との連携」ということで、3点ほど掲げてございます。

1つは委員の皆様からも関心の高い分野でございました、空き家等対策の推進との連携ということでございます。

この空き家の問題につきましては、その適切な管理が行われていない空き家等につきましては、防災、衛生ということだけではなくて、これは昨年制定された特措法の中にも記載はございますけれども、景観の観点からも地域住民の生活環境に影響を及ぼすものであるというような課題でございます。

また、2番目も皆様に関心の高い分野かと思いますが、無電柱化でございます。これにつきましては、景観という観点あるいは快適な歩行空間の確保ということだけではなくて、やはり防災にも非常に有用であるというような課題認識を区としては持っております。これらとの連携も必要なことかと思っております。

それから3番目でございますけれども、杉並区では現在「杉並区まち・ひと・しごと総合戦略」の案ということを策定いたしました。現在パブリックコメントを行っているところでございますけれども、こうした地方創生とい

うことで、地方と都市部との対立ということではなくて、都市部におきましても、将来の人口減少というものを見据えて、取り組んでいくというような課題認識のもとに、現在こうした計画、戦略の策定を目指しているところがございます。この中で3つの目標というものがございしますが、その目標の3つ目に、来街者の方を区に招き入れ、そしてにぎわいを創出するというような視点がございまして、こうした観点もやはり景観という部分には非常にかかわるところかと思っております。

それから、3番目は、「将来的な担い手の減少」ということでございます。やはり、景観施策の推進には区民との協働という観点が不可欠かと思っておりますが、少子高齢化が進む中で、なかなかそうした担い手の減少が懸念されるということが1つの課題認識と思っております。

それから、1枚おめくりいただきまして、1（2）ということで「関連する行政計画の見直し」ということでございます。これは、前回も少しご説明させていただいたものを整理したところがございます、それぞれ景観という部分でどのようなかわりがあるのかというところを少し追記もしております。

前回杉並区住宅マスタープランとの関係についてご指摘がございましたけれども、景観計画等により、ニーズに対応した住宅ストックの形成誘導を図ることがマスタープランに書かれているという部分で、その辺も含めて、少し整理をした資料でございます。こうしたそれぞれの改定などを踏まえた反映ということが必要であろうかと思っております。

それから1枚おめくりいただきまして、1（3）の「構成の見直し」という部分でございます。これにつきまして、先ほど冒頭にもご説明させていただきましたとおり、左側が現在の景観計画の構成ということでございます。

こちらのほうは、景観法を活用した景観づくりという部分。それから、区独自の施策という部分とこうした制度面に少し着目した形で構成を行ってございますけれども、先ほどご説明しているとおり、これの右側のほうでございしますが、見直しの1つのイメージ案でございますけれども、とりわけこの第2章の部分につきましては、その届け出の1つの流れでそうしたことなどに関連する施策ということで、少し整理をする。

制度論ということではなくて、やはり総合的な景観づくりというような観点でまとめることで、区民の方や事業者の方に少しわかりやすい構成にして

いきたい、そのような考えでございます。

また、第3章では「景観計画の推進に向けて」ということでもございまして、これはこれまでも記載しているような事項がございますけれども、この点を充実させるという考え方でございます。

それから、ちょっと1枚おめくりいただきまして、2（1）ということで、「将来像、基本理念」ということでもございます。

こちらのほうも左側が見直し前、右側が見直し後ということでもございます。将来像の部分では、住宅都市という性質、これは変わってございませぬので、この点、基本理念も含めて大きく変える必要はないのかなというような考え方でございますけれども、真ん中にあります1つの目標像、区のまちを美しいと思う人の割合につきましては、これまでの変化の状況等を踏まえまして、平成32年までに85%にするというようなことを出してまいりたいと思っております。このようなこの考え方で整理をしたものでございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、2（2）ということで「景観特性と課題」ということでもございます。こちらにつきましても、左側が見直し前、現在のもの。それから、右側が見直し後ということでもございます。現在は地域別でさらにそれを細分化をした14ゾーンの中で、いろいろな景観特性が書かれているわけでもございますけれども、そうした点を少し整理し、この14地域を7地域という形にすることによりまして、これらの要素の部分の構成、それからこれまで少し重複している部分もございましたので、そうした点につきましても、今回整理をすることで、少しでもコンパクトに、また見やすい量や見やすい構成、こうしたことを意識して整理をしていきたいと思っております。

それから、次の6ページでもございます。こちらのほうはこの「見直しの考え方（たたき台）」の3つ目のテーマといたしまして、事前協議制度の実効性の向上ということでもございます。

これも前回少しお話ししたところでもございますけれども、改めてご説明させていただきますと、現行につきましても区独自の景観施策ということで延べ面積3,000平米以上の大規模建築物の建築、それから、一定の公共施設の整備を行う場合には、計画を容易に変更できる時期に事前協議を行うとされてございます。

その上で、大規模建築物景観形成指針、または公共施設景観形成指針に基

づきまして、まちづくり景観審議会・景観専門部会の意見を聞きながら、指導・助言を行うということをごさいますして、その結果につきましては現地確認によりその反映状況を確認するというのが、現在の景観計画の概要でございます。

それで、現在のこちらの制度の運用状況でございますけれども、22年6月から27年3月までの事前協議の件数は152件ということでございます。このうち、大規模建築物に係るものが61件、公共施設に関するものが91件ということでございました。そして、この間いわゆる事前協議で異議が付された案件は、色彩に関するものが1件でございます。その他につきましては参考意見を付すような形でまちづくり景観審議会の答申ということで受けているという状況でございます。

これは、課題の部分でございますけれども、参考意見の反映という部分につきましては、最終的な現地確認を行ってございますけれども、部会への報告というようなことが、現在流れとして行われていないところがございます。先ほどのご指摘も踏まえまして、その実効性、そのタイミングというようなことも含めて、その辺の工夫や検討ということが今後の課題かと思っております。

また、こちらにつきましても委員の皆様の大変関心の高い分野かと思っております。ございまして、さまざまな意見をいただいているのがその下にあります箱のとおりでございます。

それで、これにつきましても1つの今後の方向性といいたまいますか、ご提案でございますけれども、事前協議において審議会からいただいた参考意見につきましては、その反映状況を確認・検証した上で、審議会に報告を行うことなどによりまして、その実効性を高めていくと。また、その景観向上につながった成果、その例、そうしたことも明らかにするというのも今後考えてもらいたいというところでございます。

それから、2つ目といたしましては、特に公共施設につきましては、やはり公共空間の景観向上という視点がもちろんございますけれども、やはり区民の方、あるいは事業者の方のいわゆるお手本となるような景観形成ということが必要かと思っておりますので、こうしたことにつきましても、より積極的に取り組むことを考えてまいりたいと思っております。

この点につきましては、先ほど協議のタイミング、他の事前協議との関係

というようなご指摘がございましたので、また後ほどご意見いただければと存じます。

それから、13 ページをお開きいただければと存じます。こちらは、3 (8)「普及啓発」ということで、普及啓発の方向性にかかわる部分でございます。

これにつきましては、現在の景観計画という意味で行きますと、その景観への区民の方の意識を高めていただく。あるいは景観まちづくりへの理解を深めていただくために、表彰制度、あるいは景観新聞、これは「杉並景観録」と申しますけれども、そうしたものの発行。それから景観週間の開催などを行っているところでございます。

これらにつきましては現状は記載のとおりでございますけれども、表彰制度につきましては、平成2年から実施をしております「杉並『まち』デザイン賞」を少し充実させる形で、平成22年には「私の好きな杉並の『風景』」の募集というようなことも行ったところでございます。

また、2つ目の景観新聞「杉並景観録」と申しますけれども、こちらは、平成6年度からテーマを決めまして、年1回発行しているところでございます。

それから3つ目の「景観週間の開催」ということでございますが、これも平成18年度から毎年秋にこうした各種イベントを期間を決めて、さまざまな開催をしております。本年もこの10月25日から、ことしは「景観イベント」と名前を変えまして開催いたします。先般、委員の皆様にも少しご案内させていただきましたが、そうした取り組みを行っているということが3つ目でございます。

それから、4つ目の普及啓発、これは「知る区ロード」という取り組みの少し延長線上にあるものでございますけれども、「すぎなみ景観ある区マップ」の発行ということで、平成21年度から作成しております。これにつきましては、区民の方にまちを歩いていただいて、いろいろな景観への意識などを高めていただくというような観点で行っているものでございまして、現在6つの地域でのマップを発行しているところでございます。

こちらにつきましてもご意見をいただき、大変皆様から関心の高い分野かと思っておりますけれども、大変貴重なご意見でございまして、いろいろ今後に生かしていきたいと思っております。

それから、今後の方向性ということでございますけれども、やはり区民の方を初め、景観づくり、こういう取り組みをより多くの方に発信をすることなどによりまして、景観づくりの意識を高めることが非常に重要であるというふうに思っております。そのための方向性や具体的な施策の詳細を検討するというようなことで考えてまいりたいと思っております。また、それとあわせて、より見やすく、わかりやすくということで、ご意見なども参考にしながら、少し構成も考えていきたいというようなところでございます。

こちらの資料の3番につきましては、ほかにもいろいろまとめてございますけれども、とりあえずこの資料2の見直しの考え方ということで掲げた4つのテーマに沿う部分につきまして、少しご説明させていただきました。

この後の部分で、またいろいろご意見があれば必要に応じて内容を説明させていただきますと存じます。

私のほうからは以上でございます。

会 長

大変どうもご丁寧ありがとうございます。皆さん事前に郵送させていただいた資料の中で、今、景観審議会資料2番の1枚ものものと、それから3番のホッチキスどめのものを中心にご説明いただいて、それ以外には参考資料というものがホッチキスどめのもの、これまで皆さん方からいただいた意見がまとまっているものや、同じく参考資料で図版がいろいろ入っているものなどがありますけれども、これの2つは後半の意見交換のほうで、また必要に応じて参照していきたいと思っておりますので、とりあえず今のところは景観審議会の資料2、資料3というこの2つについて、ご説明いただきました。

ここまでのところで、まずは質問があれば、質問を先に少しお出しいただいて、事務局さんのほうからそれに対して少しお答えをいただくというような進め方にしたいと思っておりますので、まずはこの審議会資料2と3についての質問からお受けしようと思っておりますが、いかがでしょうか。

なかなか質問と意見というのは切っても切れないことなので、コメントも一緒になってしまうかもしれないです。それはそれで多少は結構だと思いますけれども、主として質問から。

では、お願いします。どうぞ。

委 員

済みません。よろしく申し上げます。たしかに質問と意見ですよね。質問のほうは端的に言えば、この「社会情勢の変化」というこの資料3の1ページ目のところにある「にぎわいの創出に資する景観まちづくり」というもの

の具体的な中身というか、どういうものをイメージされているのかというのが少し知りたいと思います。

これは見ようによっては景観まちづくりと少し反するような、例えば屋外広告とかそういうものを緩和するとか、そういう方向になってしまうと非常に困るので、杉並区として、にぎわいの創出に資する景観まちづくりのイメージをもう少し教えていただきたいというのが1つ。

もう1つはこれは意見になるかもしれませんが、この7地域にゾーンを集約するという話なのですけれども、現状の14地域というのも、もともと7地域として整合性がないわけではないですよ。それを2つずつに分けているというものなので、そんなに差がないかなと思っているのですけれども、ちょっとこれは心配というか、コメントになってしまうかもしれませんが、マスタープランにあわせて7つにするのはいいと思うのですけれども、景観特性の解像度が落ちてしまったりすると非常に困るなというのがございます。

枠組みを7地域にするのはいいと思うのですけれども、その中のどういう景観特性があるかというのは、実は現状のこれでもまだ足りないぐらいだったと私たちは見ていると思いますので、このイメージを14から7にするというときに、何かその重複を削除するというのももちろんだと思うのですけれども、むしろ今はまだ重複があるということは、それぞれのゾーンの景観特性からするとまだ読み込みが甘いというか、あるいはその示し方が甘いというか。具体的には、それぞれのゾーンのほうがどういうふうに計画してきたのかみたいなことも、少ししたらたらと文章で書いてありますけれども、もう少しビジュアルにしっかりと、本当にこの場所はどうやってできてきたかみたいなことをしっかりとやっていけば、むしろそれぞれ14ゾーンぐらいないと何か語れないぐらいの内容があるのではないかと本当は思っているのです。

質問ということでいうと、7地域にするのは根拠としてはわかるのですけれども、その中身もかなり集約してしまうというイメージなのか、それとも、あくまでも枠組みを7区ずつにして、中身はもっと充実させていくということなのかで大分これも意味が違うと思いますので、その辺もちょっと確認というか、質問ということで、お願いいたします。

とりあえず、まずはその2つでお願いいたします。

まちづくり推進課長 ありがとうございます。では、最初のほうのにぎわいというところで、

こちらもきょうのところはイメージというお答えになってしまうかもしれないのですけれども、委員ご指摘のとおり、たしかに「にぎわい」ということでございますので、少し何か派手な方向にというようなことと少し裏腹なところはあるのかもしれませんが、ここでの「にぎわい」はそうしたことではないというふうに理解してございます。

1つの例でございますけれども、先ほど少し説明させていただきましたが、この「杉並区まち・ひと・しごと総合戦略」というものの中でも、実は1つ目標の中で、荻外荘周辺を観光エリアに設定というようなことを考えてございます。

ただ、「観光」という言葉を使いますと、少しこれもまた誤解が生じるところもあるのですけれども、例えばそれにつきましても、区の考えとしては、やはり住宅地に根差した観光のあり方。あるいはそうした地域に根差した観光のあり方を考えてございまして、決して何か駅周辺の広告物を際立たせる方向に行くとか、そうしたことではないのかなというイメージはしているところでございます。むしろ、住宅都市の特性を生かして、どういったにぎわいがあるのか。駅周辺のにぎわいはどういった形でやるのが望ましいかといったことがポイントになるのかなと思っております。

それから、2番目の件でございますけれども、こちらのほうも今後素案のほうをお示ししていく段階で、いろいろご説明することになると思うのですけれども、イメージとしては、ご指摘のとおり、14を7にして、それぞれの地域の特性が薄くなるというのはやはり望ましくないと思いますので、先ほど、特にこの間いろいろご意見いただく中で、まちの成り立ちというようなこともいろいろご意見いただいてございますので、その辺を総合的に整理しながら、考えていきたいと思っております。

会 長
委 員

ありがとうございます。ほかに質問は。よろしく申し上げます、どうぞ。

単純に、質問というレベルで今伺いたいと思っておりますけれども、1（1）の「社会情勢の変化」の中の2番で「施策との連携」というふうにあるのですけれども、1、2、3とありますが、この連携というのを今現在のどの程度の具体性をイメージされて、連携をお考えになられているのか、いろいろなレベルがあると思うのですね。そういうのが1つです。3つございますので。

もう1つが2（1）で「杉並区のまちを美しいと思う」人の割合を33年度に85%を目標にされるという。高いと思うし、今が78.5%から考えると

どうなのかな。この程度なら達成できるのかなとかいろいろな思いを持ちながら、この 85%にされた理由というか、根拠というか、思いというのはどんなことなのかなという点です。

それから、もう1つが3（1）の「事前協議」の「今後の方向性」で、「審議会の報告を行うなどにより」というふうにお考えいただいているところで、「審議会への報告を行う」というそれもどういうレベルで、どういうふうにお考えで「審議会への報告」というふうに捉えられているのかなと。これも「報告すれば十分ではないか」では達成しないというところもあろうかと思えます。そういう意味合いで、「審議会への報告」というのをどういうふうに捉えて、今後の方向性で上げてあるのか。この3つについて質問ということでございます。よろしくお願いいたします。

まちづくり推進課長 ありがとうございます。まず1点目の連携ということでございますけれども、これは大きく2つあるのかなと思ってございます。

それはやはり景観計画という、そうした計画にどのような形で反映していくのか、書き込んでいくのかということですね。それから、実際の景観の実務の部分でどうするかというようなことになるかなと思ってございます。

前者につきましては、今後素案をまたお示しする中で、こうした社会情勢の変化という部分で、やはり何らかの記述、それをどの程度の濃淡で書くかというのは、またちょっといろいろご相談、検討した上でご意見を賜りたいと存じますけれども、何らか書き込む必要があるかと考えてございます。

また、実務の面につきましても、こうした動き、景観の分野としましても、やはりその動向を注視する。また必要な連携、情報共有などを図りながら、実務の面でも取り組んでいくと。そういう意味での連携なのかなと捉えてございます。

それから、杉並のまちを美しいと思う人の割合でございますけれども、これは昨年改定いたしました杉並区総合計画で平成 33 年までに 85%に引き上げることを目標としていることがございますので、そうした点と整合した数値と、これまでの数値の変動的なこと等を踏まえて、そのような目標設定をしたものでございます。

それから、3点目の事前協議の関係でございますけれども、これはきょうお示しさせていただいたこの「今後の方向性」の部分につきましては、きょうも実は景観専門部会のご報告ということで、部会でのいろいろなご議論の

内容はきょうお示ししているわけですがけれども、実際にそれがどのような形で反映されたのかということはこれまでご報告していなかったということもございますので、そういったことを基本に、こちらの審議会のほうにもご報告することで、1つこの協議制度の実効性というものを高めることにつなげていきたいというような考えでございます。

以上でございます。

会 長 よろしゅうございますでしょうか。

委 員 ありがとうございます。

会 長 また後ほど、後半の意見交換のところでいただければ。

質問はいかがですか。では〇〇委員。

委 員 質問というか感想なのですけれども、先ほども〇〇委員がご指摘になった区分です。14を7にする。この区分とは、これは行政区分上の割なのですが、もう1つこの景観計画で景観づくりの区域図というものがあって、これは例えば神田川沿いとか、この辺のラインは行政区分というか、そのゾーンをまたがっているわけですよ。実はその景観を考える上に当たって、これは意見になってしまうな。つまり、行政区分よりはそういう計画におけるゾーニングみたいなもののほうがわかりやすかったりとか、その2つの関係ですよ。それが少しわかりにくくしている。我々にも、区民にとっても、その辺がどういうふうに整合性をとっていくかというのがすごく重要なことというふうに感じたので、その辺のお考えというか、このままでいいのか。あるいはちょっと、何かその関係づけていくことをお考えになっているのかというのをお聞かせ願えればと思います。

まちづくり推進課長 ありがとうございます。ちょっと的を外しているのかもしれないのですけれども、景観特性という部分では、これはまちづくりの方針での7つの地域、これは行政の地域別の考え方があるわけですがけれども、これを引き継ぐような形をとりたいと思ってございますけれども、ご指摘のとおり、例えば川は地域をまたがって流れているとか、あるいは公園は地域をまたがっているものもあるわけございまして、その辺につきましては例えばその河川沿いなどは景観形成重点地区という指定になってございますので、そちらのほうで記述をしていくような形で、またそうした重点地区ごとに地域をまたいであるものというような整理で、少し考えていきたいなというところでございます。

委員 そういうことを考えると、14 を7にするというはある程度メリットはあるわけですね。

副会長 今まちづくり基本方針と景観計画を見ているのですけれども、7の地域を分けて14にしているのですよね。ずれはないですね。だから、これはまとめてしまうと、先ほどもお話ありましたけれども、スケールが低くなってしまふということと、まとめるから整合性があるというのは少し違うのかなという気がするのですね。

 何でかという、14 地区分けている部分というのは、例えば鉄道沿いの南北であったり、あるいは道路上の南北だったりするのですが、そこら辺はやはり景観ではもう少し細かく見なくてはいけないという先ほどのレゾリューションとか、解像度という話だったのですけれども、だからタイトルで分けてもいいと思うのですよ。7所7地区とって、それで個別にもう少し2地区を分けて景観的には見ると。

 このときに重要なのは、なぜ分けたか、何が違うか。つまり、個別地区というのは、どうしてその個別の地区になっているのかという、その一番最初の井草地区はこれこれこうであるというものと、それからその中にも2つの地区に分けた。これは何を境にして、両方の地区は違うのだという、その景観の解釈を最初に見せておくというのが大事かなと思います。

 一方で、分けているのだけれども、その景観形成重点地区という中でいう河川は、幾つかの地区を横断していると。そこも何かうまく書けるといいかなと。そうすると、例えば生活の単位としては最寄り駅と、その中心のいろいろな施設が行政単位でできているけれども、その2つの地区には性格の違いがあるから、住民の方に行き来があると理解が深まるかもしれない。さらに、その横断、河川沿いにほかの地区にたどっていくと、大きな道路をまたぐ場所が何か所かあるけれども、地区をまたいでネットワークがあると。

 私が学生のころに「知る区ロード」というのがあって、もう1回この区分と「知る区ロード」、もう1回「知る区ロード」みたいな話をぶり返すというか、もう1回やってもいいのかなというくらい、なぜこれをして、どう区分したからそこに何があって、もう少し景観の面でも理解してほしいということをしてもらえるといいかなと。

 今は何か大分、細分化と細分化したものを統合という形で7になっているけれども、実はそのつなぎの部分はどう考えるかということが示されていく

ことが大事かなと思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。さて、それでは皆さん今質問も含めて少しアイデアや意見を言っていたいただいたことを忘れないでくださいね。では事務局のほうにお返しいたします。

まちづくり推進課長 どうもありがとうございました。

最後に今後ということでございますけれども、12月に開催予定の杉並区都市計画審議会におきまして、景観計画の見直しの考え方などを整理をした上でご説明をさせていただこうと思っております。

その後、また委員の皆様からのご意見などを踏まえまして、景観計画の見直しの案を作成しまして、次回のまちづくり景観審議会に、その案をお示しをしたいと考えてございます。

以上でございます。

会 長 どうもありがとうございました。それでは、第3回杉並区まちづくり景観審議会を閉会したいと思います。

— 了 — (10時57分)